

197/ 年第 20 回 宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 9 月 25 日(第 2 日目) 午前 10 時 6 分 開 議
午後 13 時 28 分 散 会

2. 出席議員(19 名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 稻 福 仁 正
7番 宮 城 仁 敦	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 敏	12番 崎 間 正 篤
13番 榎 原 盛 信	14番 榎 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉那覇 行 昭	20番 伊 佐 重 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 盛 清 次郎

3. 欠席議員(3 名)

14番 榎村春信
16番 武島行男
22番 古波盛清次郎

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	出 役 沢 城 安 一
収 入 役 沢 田 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 盛 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 榎 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産 評価室長 武 島 正 幸	

水道部長	仲村春盛	営業課長	奥里将弘
会計課長	天久実	工務課長	金城健栄
教育委員長	知念俊吉	副委員長	仲本正重
委員	石川栄良	委員	比嘉栄栄
委員	官成豊吉	会計係	知花栄平

5. 事務局出席者

事務局長	末吉健男	庶務係長	照屋毅
議事係長	島袋真由	書記	仲村春夫
書記	比嘉定治		

6. 議事日程(第 2 号) 1971年9月5日(土曜)

日程第 1	議案第 23 号 宜野湾区教育委員会補助 金交付規則について
日程第 2	議案第 24 号 教育区債を起すことについて
日程第 3	議案第 23 号 1970年度宜野湾教育区歳 入歳出補正予算
日程第 4	

議 告

議案は成立した。17日午後7時、本会が
第92回定例会市議事決案第2日目日本
会議室開会。 (午前10時6分)

議 告

日程第1. 議案第75号 定例会に教育委員
会補助金交付現則の案を議題とし
し。 本案の案文を朗読し、概して
理事者の報告説明を求めた。

教育委員会

提案理由を説明し、
定例会に教育委員会補助金交付現則案
を議題とし、教育委員会案第75号
の現案に列挙した提案の案文。

議 告

本案の案文を朗読し、

議 告

休憩 - 11分 (午前10時9分)
再開 - 11分 (午前10時11分)

12 着

(217 戸の戸口聴取不能)

教育委員会

会: 補助金交付の案を議題とし、

体心の方心、体協、婦人会、青年会、三つの
 団体であるが、この三つの中で体協は特別
 青年会、婦人会より組織、会長がかわり
 たり方々である、大分がこれに屋敷 池田
 である、大分が（聴取不能） 後は青年
 会、婦人会、これらはこの団体の会長が
 原費が原費制であり方々である、原費が少
 ないで青年会としては専業に對して補助
 金に依る。

8 着
 (聴取不能)

11 着
 (聴取不能)

11番

やるようになっています。最初から教育委員会が、機関がはっきり答えることが出来たかと言うことであれは、対応費の場合は(聴取不能) それからの補助金の第3条、交付の時期について委員会がその都度定めると言うことになっておりますか。これは(聴取不能) 事業計画書をつくってはあります。そうすると委員会の金がかかる場合は、結局、この団体はしわ寄せを受けます。そこで何故指令の中では、1期、2期、3期と言うふうな時期までは、はっきり示めておすのに、例えば半分に合せて、(聴取不能) そういったことをは、はっきり明確に出来たかというか。又、これを打ち出すことによつて、どう言ったような問題か出てくるかというか。これは当初で申し上げたように委員会は単にプランを持って(聴取不能)

議長

暫く休憩いたします。(午前10時47分)
再開いたします。(午後10時47分)

教育委員長

御質問の3つの点にお答えいたします。補助金対象の団体、これを外にきく3つを挙げてくるのか。それを明確にした。と、支障はないかと言うお

言葉でいいか。御意見でいいか。いいか。委員会としましては、第3条の規定によつて、そういうことはいいか。こう思つてあります。いいか。団体から外に団体が出て、そこからの申請が出てくることはいいか。それが心配されると、第3条によつて明確にしたか。たと言ふ理由はいいか。いいか。しかし、御意見のよつて後でいいか。いいか。外に団体から出て、そういう何か出て、明確にする必要がある。今のところはいいか。いいか。と思つてあります。第3条によつて、それを決めて行けば、そういうことはいいか。いいか。と思つてあります。それがあつた場合には、後で検討して行きたいか。いいか。いいか。と思つてあります。今のところ、別に明確に団体を明確にしたか。た理由は別にありません。それがその補助金の率、つまり、予算の範囲内とされてあります。申し上げましたよつて、その率は、体協と外の婦人会、青年会等の事情をいいか。いいか。のよつて、率はいいか。いいか。には決められたいか。た、決められたいか。いいか。いいか。と思つてあります。体協に対しては運営費などの補助を出してあります。外の青年会、婦人会に対しては、事業に対して補助を出してあります。そこで率、基準を決める必要があると、後でそういう何かありましたか。いいか。いいか。た、いいか。いいか。よつて、決められたいか。いいか。いいか。

基準を決めなければいかん必要がござ
りましたか。後で検討して行きな
ります。第3条の件でござりますか。
甲. 3. 団体の事業をやった後の、補助
金を交付する訳ですか。委員会の会計
の都合もありますので、第3条、委員会
がその都合を決めると言う第3条は、こ
の会計の都合も含めて、そういう事
に決められております。

11番.

私は全然理解出来ません。と申すのは
従来、該団体に過去が、とやって来てあ
ります。そこで委員会に引きとった段階
でも、意思でやった既成事実をそのま
ま通して来てあります。とこが今度、委員
会において、補助金交付規程をつくら
う場合に、これを今の状態を委員
会規則で決め、裏付けしたものに
ござります。そう私は見てござります。

そこで先程説明の中で教育活動、
3条が全然(聴取不能) その都合、
出て来たのを検討するんだと言うこと
ですか。じゃ、社会教育活動をやる団体
があります。今、補助してた団体の中
でも、これは必らずとも団体そのもの
の全体がそういうものじゃなくして、事業
の中には、社会教育、或は教育情報、
と言ったものをやる団体がある訳なん

でござい。● そうぢやと、そうぢやと その
二点においてはでございね、私は 第3条 からは
該当してゐる、そうぢやと 出て来たよ。
あなたの方は、これは出来た"んか"と、
言うことか"この条文"で"ええ"かどう
か。拒否出来たかどうか。そのために私
は 問題が"あるんじや"かと、言うふう
にみてあります。そう言、たまたま規則は
はつきりその団体にも"これ"しか、
補助の対象に"な"した"んか"と、明確に
あることによつてでございね、私は この規則
の運営が"で"ございね、非常にやりやす"い"。又、
もし今、この団体を対象視"する"のは
次にどうしても、その団体も同しように
取扱わなければ"な"した"んか"と、言う場
合はでございね。これは その時点で押入
する。皆さんが"この団体を是非"入れた
ければ"な"した"んか"と、言う団体が出て来
た場合はでございね。"これは"でございね、これは
は明確に"な"した"んか"であります。そう言
うようなことをでございね、考え"な"して あ"ま
"な、ボカしたような条文に"な"すとでござ
いね、非常に理事者の立場が"困"るんじや
な"かと、言うのか"私の考え方"であります。
それが"基準"、これは 体協と青年
会、或は 婦人会"これは同しように"は取扱
わ"な"した"んか"、基準を設"定"出来"な"と、言うふ
うなことを"だ"と思"います"か、これは 団体の性
格が"あ"の"あ"の"筈"です。従つて、体協に

240
対して百パーセントとしていたが、体協に対して百パーセントとするかと、委員会はやすんだと、何故明確に出来たかというが、そして或はまた百パーセントする必要がなければ、体協には組合費の何パーセント、事業費は金額がと言うふうなことも言えはすたし、或はまた、青年会、婦人会にあつても、事業費の何パーセントかと言うふうになつてゐることは、よつてである、その団体そのものでも、ね、別の補助金はあつたか、こゝにだけ事業をするためには、対応費はあつたか、で、なんとか（聴取不能）と言うふうなことで、知恵をしぼつて、いろいろと変質するはぢであります。しかし、それかゝると事業をやれば金額もいえるんだと言うふうな考え方ができね、出てきます、あつたか、い、そうだとつて、ね、悪、知恵、悪、そう言つたような認識が、そのまゝ存続する、と、たりますので、自然たる態度、基本的な考え方を、どうあるべきか、を、その規則にあり、こゝで、い、つて、そして、8条の次にもしこの規則の中に入らされたら、と、つたならば、9条もうけて、会則については、別に規程を定めると、言うふうなことを言つて、この規程の中で、補助金の率、体協は、い、の補助金を、出すとか、或は、青年会、委員会、は、事業

に対して「くさの、何パーセント補助金を出
すとか、或は対象となる団体の「聴取不
能」をすれば」で有ぬ、はっきりするんじや
な」かと言うふうなことも考えられる訳
でありますか、その点についてで有ぬ。
基本的な姿勢を私は聞かてありますので
もう一回、明確に、我々が納得のいく
答弁を求めたいと思っております。

教育長

只今の御質問にお答えいたしましたと思
います。規則を審議するとき、私も一語
だいた訳でございまして、その審議の過
程にあさまして、今の御質問の内容が
我々、討論議された訳でございまして。
そしてこれはどうしても予算が、潤沢
でなければ一部しか出来たんだと、け
れども体協は殆んど今の状態では
全額を支拂いはたさないと、その
二つの意味を述べぬ、現物すためにでは
ここで、予算の範囲内において、
節約しようとしたのかと、それは「子
んな疑問点かですわ、話し合われた
中から、こういう条文が出来た訳で
ございまして。最知は一部について補助
することか出来ると、現物そうじゃな
かと、但し、体協にあてははその限り
にあらずとして、契約しようとしたか
と、言うことではございましてか、。条文をて

すね。条文を訂正しきりさせるためには、この方
 が「い」の「い」が「た」と言つて、こゝう言ふ表
 現になつた訳でござります。それから、
 第三条に「ま」して、今のところ「市を一中
 とした社会教育団体、或はスポーツ振興
 団体を考へて」と、言ふふうなことで「
 が」して、部分的なことは今のところ
 考へてな」と言ふことになつてありま
 す。そういう訳で「が」して、先御
 指摘があらつた様に「規則を実施す
 るに」つてのですね。必要な事項は規
 程をもつて定めると、言ふふうにして、只
 今「子」の「力」が「出た」ようなのは
 ですね。規程によつて、これを「は、きり、
 定義」をつけて行く。そういうふうなことは
 必要「い」な「か」と、この委員の
 方々と御相談して、そういう方向に
 して「下」が「い」の「い」が「た」と、可
 様に考へてある訳でござります。

11番

必要に応じて、規程、会則を別に定め
 と、言ふふうな考へてありませうかと。い
 しかは、先程から社会的な姿勢、考
 え方を聞かしてありませうか。補助金に
 対しては事業費に対しては全額をやるか
 と、或はどの程度、今考へてあるか
 どうか。それを聞きたい訳であります
 ね。体協はですね。体協に、つては、

今後とも全額を運営費並かに事業費、
全額、委員会が負担をして頂くかと、
そうしますと、この補助金と言うのが、
の性格がどうかね、非常にありまらなくなっ
てきます。これは全額やると言うことであ
れば、負担金の性格をあかてきます。
従って補助金の対象の団体か否か
がどうかね。除外したければなかなかの
どうか。或は、民主団体に対して事業
費は百パーセント補助するのであるかど
うか。

教育長

審議の過程で話し合われたことは、
あくまでも体協につきましては、現段階に
於いてどうかね。殆んど全額に近いだけ
補助するのは適正であろうと、あくま
でも現段階です。それ以外の民主
団体につきましては、運営費は除外す
べきかと、しかも事業費につきましては、
それが好ましい事業については、適
正な事業について、しかもそれは予算の
範囲内において、今の区教育委員会の財
政状況がどうかとしますと、ですね、あくま
でも一部じゃなくと、いかんと、こうま
うする話合いをもちたいと覚えてお
ります。

11番.

事業費の一部を補助する。

教育長

は。

11番.

と言うことですね。一部と言う率は
まだは、きり出してない。

教育長

そうですね。或は50パーセントとか30
パーセントと言うようなことはですね。これは
ですね。運営に付いてです。本当に軌道
に乗ってですね。ある場合は50パーセント
は、きり分けるの1と言うことでもあります
が、今のところは、まだ育成の方面
が多いいですね。今のところは、多いい
にしたことはないんだけれど、率を、きり
決めると言うことは、適正ではないかと
言うように考えるていけません。

11番.

一部を補助するんだけれど、一部が(取
取不能)なと、じゃ事業費の何パーセント
が受当な線かと言うお考えでありますか。

教育長

その点は今のところ検討はして
ありません。

11番。

これは、先程かい申し上げて113のように
特にこの規則はですね、復帰の時
で、直ぐ条例に変わるんだと、市の条
例にそのまま変わって行きます。そうな
ると、むしろ、我々は慎重にやさないわけ
はなされた11問題でありまして、民主
団体に対してですね、補助金の額、

率加ですね。規則を定める現段階
でどの程度か(聴取不能)額を
ですね。は、より額じゃなくて、率を資
料として出してほしいと、それに
ですね。我々がそれが果して
あるかどうかは、我々議会の審議の
過程でですね、十分検討して、そして
市にそのまま移行してですね、ス
ーズに適切な線かと、言う線を出して
みたかと、言うふうな考え方を
おたします。

その率を出していただくか。審
議中に、これを審議終了までに常任
委員会に付託した場合は、委員会に
おたします。

教育長

その資料を出さなければですね。

御希望にそうようにいたしました。

11番。

そこでですね、申し上げたのは、
予算の範囲内と言うことはですね。我々、
じゃ、全然、つかみようがありません。そ
こで、予算の範囲内と言うことはですね、
毎年かわると言うことですね。しかし
従来、事業量かですね。多ければ「多」
たりに、これは当然補助を出すので
ある。しかし事業量が「多」の場合、予算
が減少された場合はですね、事業が少
ない年よりはですね。(聴取不能) そう
なるとですね、その団体はですね、折
角、育成してじゅんじゅん事業を拡大せ
ようと言う時にですね、「3」の向題
でですね、逆の結果をまねかた「と」の。
限かた「減」で。従って、そう言ふと「3」
の、十分、念頭に入れて審議した
と思っておりますので、適切な額の線をですね、
出して「た」きた。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時5分)
再開いたします。(「11時20分)

議長

日程の第1、議案第75号、宜野湾区
教育委員会補助金交付規則については、

質疑の段階で継続審議としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、継続審議といたします。

議長

次に日程第2、第3は関連案件でござりますので、一括上程いたします。

議長

日程第2、議案第72号、教育区債を起すことについて、日程第3、議案第73号、1972年度、宜野湾教育区歳入歳出予算についてを議題といたします。

議長

朗読を省きまして、理事者の趣旨、説明を求めます。

教育長

議案第72号につきましては、普天向第二小学校の校地購入につきまして、教育区債を起す必要があらわれてまいりましたし、又、教育区歳入歳出につきまして補正予算を、必要があらわれてきた訳

がどうか、それにつきましての内容の説明
につきまして、会計の方へ一任いたした
いと、可様に考えております。よろしく
お預り致します。

議長

両案に対する質疑を許します。

8番

歳出の1項、教育委員会費の更正費の
800円、それから2項の中学校費の
教育振興費の中の旅費200円、その
2項について御説明お預りしたい。

会計係

歳出1款1項1目の教育委員会費800円
の交際費の増となっておりますのは、大サ川
に、静岡県の大サ川に中学生を交換学生
として20名、こ5かかを送りまして、こ41の
生徒への旅費と言うのか、出せなため
に、銭別金、1人当り20円、委員会として
は、交際費、こ41だけしかござりません
でしたか、その額の範囲出ておりました
現在、交際費と言うものは、総務関係
以外、1セコトもござりませんために、この
分増と言うふうに計上してござります。
それから中学校費の2款2項、8月の
800円、これは先と同様の大サ川への
生徒20名を引率して行きました。敬

員の旅費が当初予定以外にこれだけ
出まして、これの増をみこして113款で
ごまかします。これは教員の引当旅費で
ごまかします。

8番

今先の御説明では、大井川町にお
きたく金にたっておりまか、これは今
から行くんじやなくして、今まで行った
もの、

会計係

は、これは行ったものに当初予算
で、別のもの予定して11たものを使って
し、もうここには、旅費と言うものは
ないものであか、追加いたしました。

8番

これは使ったものに対して出来たん
ですか、専決処分したものに対して出来
たんですか。

会計係

この項ももう予算かたくなりま
したか、追加をお頼りして113款で
あります。

8番

大井川旅費179.86 x 2 ですか。

専決処分のおうであれは、

会計係

これは説明が間違っております。
説明の記入も間違っております。その項
がたりになりましたか。補正増をして
る訳でござりますか。使った内容を示め
てしまって、説明の内容が間違っており
ます。

8番

皆さんが、教育委員会のほう、大
井川町に、交際費20万の銭別。それ
これは旅費ですね、そういうふうな
されておりますか。この支出はどの項目
でなされていく訳ですか。予備費か
出されておるのか。どうかですね。それ
ともこの項目が分るか分らないのか。

会計係

その項目が分ります。

8番

この項目が分ります。

会計係

はい。

8番.

これは出来るんですか。議会の議決をした上で、予備費だったか別と認めますか。出来るようになったらありますか。専決処分に対して、その項目から出せますか。

支出の方は専決処分ですか。それとち。議会の議決ですか。大井川町への旅費ですね。それか(聴取不能) そう言、た支出については(聴取不能)。

会計係.

交際費は、いわゆる交際費の中に何々と言う説明はごまかせないか。

これは専決処分で交際費として使われてます。それか、振興費の方は、同じ旅費で派遣してありますので、旅費の中か。当然、これは議決じやなくして旅費としてくちであつたか出してあります。そのまま専決処分……。

8番.

では専決処分ではたかと言う解釈ですか。

会計係.

専決処分ではたかして、その項目になつたか。増額を予定して……
誤りでござります。

8番

委員会としては、専決処分はな
いと言ふ考ふるであらう。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時35分)
再開いたします。(〃11時40分)

議長

8番さんに対する御答弁を願いま
す。

会計係

7款1項、1目の補正は、説明は向
違っております。この費目にこれだけの
不足が生じたので、増を提案して
ある訳でございます。それから2款
2項8目、旅費の方も説明は違つて
あります。この旅費が不足を生じた
ので、補正増を提案いたしました訳
でございます。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時40分)
再開いたします。(〃11時44分)

8番

8番さんに関連いたします。とつ
あ聞きたいと思つたか。(聴取不
了)

能) 800 円の形になっておりまかか。
こは支給規程の適用を受けて支給
されていりか。

会計係。

旅費の支給規程を適用して支給。

又番。

打5切りですか。800と言うのは、
200 円の又名にたりまかか。(聴取不
能。)

会計係。

177 円 84 セントでしたので、こを
端数切りして「た」にして、200 円の
又名と言と計算を「た」である「た」
「た」。

又番。

打5切りでは「た」ですぬ。

会計係

打5切りでは「た」です。

又番。

かういふかけあ何「致」まかか。
議案第78子の、教育区債を起すことば
ついでで「た」まかか。この件については
来年度に日本復帰たりまして、教育。

委員制度がかわると言うことはほぼ
検討が完了して二課でござりますか。
その時点において教育委員会の財産
権の問題とか、二課の問題か(聴
取不能)。しかし、起債は教育委員会
にたまりまして、一般財源から出すと、言う
ふうになりますと、結局、市が今で起債
してあって、起債する方法が三課であ
りますか。この件にあきまして、市、当局
と、どの程度、調整がされたか。何故
教育委員会として起債したければ
なされた理由があったか。この突、今、
(聴取不能)からある程度、聞いた
んですか。委員会としては、どの程度
この問題において、当局と調整がさ
れたか。この突お聞かせ願いたいと思
います。

会計係

当初予算のときから、市当局との
話し合いは続けられておりましたか。当初
予算当時は、市の、今お話しの様だ
市の起債と言う中で、相談して来ま
したか。起債計画の中にもなっていて
これか、市の方の追加が出来たか、
言うことで委員会名義で起債を起
すようにと、言うことになりました。この分
だけは委員会の起債...

夕春

しかし、予算編成当時は(聴取不能) と言う面でもれたか、もれたことによりまして、委員会が(聴取不能)、登記も委員会にたすと思っております。その後、又登記かえしなればはかたして、相当の登記かえとか、費用かかかると思っております。その場合に、個人の財産、委員が肩かかりして、個人として負担かかかると、言うような登記かえのの問題はなと思っております。これは帰後は相当問題か出てくと思っております。

今先、もれたと言うことはなつんにあつたか。その点詳しく、私、もれたと言うことは初めて聞かして、あつたか。

年度途中か、起債もれして、一般の起債ではどうも無理かと言う話には聞かしてありますか。と言う面でも、言う、調整の段階で起債かもれたか、どうかごすね。その点詳しく御説明お願したと思っております。

会計係

こさいにか、市にか。

夕春

一応、委員会か、事前にか、起債の手続きは、当局にかたか、どうか、調整の段階か。

会計係

起債の手続きまでは、行、てなく、
「ゆるぎ、口頭による話し合」が「ご」
「ました。

父君

これは調整の段階ですか。予算の
煮つまった段階ですか。予算を出す場合
は文書を出すようになった「ますか、調
整の段階は口頭でも「」と思「ま
すか、煮つまった段階でも出したんか
か。文書は出したんかか、もれたと言
うことですか。

会計係

そうして、市の場合、お話
し開いた範囲内では、市の場合には政
府のありと、起債計画の打ち合せがあ
るようですか。委員会はそれは「ご」ま
せんので、文書で出してもれたと言
うこと。そうして、当初予算の場合に、直ぐ
かよと言ふ名目「ご」ませんでした
か。次の補正あたりは、借り入れす
ると、言うことの申し入れをしてあ
ったんかか。それが政府との調整の
中で、この分はもれたと、言うこと
をお聞きいたしました。

又着.

委員会としましては、復帰後は内容は、教育関係はあまり調べてはごらねませんか、復帰後の措置として、財産・起債の措置はどうか、今の8月或は7月と言う話しもありませんか、その段階における起債、今まで起債した分のつきにのるか、或は措置はどう考えてらるかどうかで可ぬ。

会計係.

これは外にもありますので、復帰した段階では、今、あつちのりまきまうに、こさとして、正確なところまでは解っていませんが、あくまでも、委員会の、こいまでは委員会の財産として持つて、市に物管する以外はない。

又着.

これは14年ですか、14年までは委員会にまかせて、この分だけ、~~も~~おつておこと言う考えですか。

会計係

そうなります。

又着.

... 言うことか、法的に可能であ

3か、どうか、まではまだ検討しては
ないですね。

会計係

は、やっておりません。

又番

当局は11月の時点で、相談を受けて
それで今先、委員会の方から起債計画
の中に、おいて書類が出せたか、たと、
言うことで、答弁のようですか。市当局
としては、この問題においては、どう言う
「き違」で、どう言う結果になったか、
云々説明願います。

助役

これは「ゆき違」とか、そういうよ
うな問題じゃないですね。起債は今、
地産課が起債の考え方をつきましては、
「ゆき違」、72年度の起債計画は、
71年度の当初で既に終了して「き違」で
ないですね。例えば、現在既に73年度の
起債の計画は既に地産課で済んで
「き違」で「き違」です。それで予算編成の
「ゆき違」又5月頃から起債を教育
委員会がした」と言う、その時点で
計画の段階は既に過ぎておりましたので、
どうしておありなため、これは
追加することは出来ないと、意を言う

意味でございまして、その当時、かつ
17年ぐさ以前に第2小学校のこ
う計画か、当局としては解さんし、
又、教育委員会かいはさう言う申し入れ
か、その時々はたかつたさんでつかい、
72年度の起債の計画の中に入れてた
かつたんで、あつたためて追加するこ
か、不可能であつかい、一般会計の
起債では出来なうと言ふことを市
か、答ふたと言ふうに考へておる。

又番、

市の申請の時期を過ぎて後、知
されたので、措置が出来なかつたと言
ふか、委員会は、この問題は起
債という問題にあつては、その時
々はたかつたと言ふ事か、調
整かといつたか、たと言ふ言
か、(聴取不能。)

教育長

復帰の時々は、教育財産か市
町村長かへに移すと、こ
う言ふうに考へますか、
そうした場合に、今、
起債して買、た教育財産か
こ
う言ふうに考へますか、
別
の教育区にあ
ま
しては、さ
う言ふ校地とか
か、た

場合によつては施設までも、教育関係のものは、教育委員会で起債を起してある。

こちらは市の方で起債を起してあることにつきましては、大変ありがたうなあと、こう言うふうに思つておる訳ですが、今度もおちね、近く外の教育区で学校敷地を購入する、起債を起す訳ですが、そうしますと、復帰の時点でどうなるかと言ふことですか。

やはり、今必要なのは、教育区で起債を起して、購入しておいて、復帰の時点では、その時点では適切な措置を考慮して行くこと、言うのか、私共の考へ方ではござります。

又、

私が申し上げるのは結局、起債とか、必要なのは、どんどん、当然出るとは一般財源でござります。これはどんどんさせてよろしくござりますか、しかしこれか後々、問題をかもし出さんかと言ふことではござります。例をば、委員会で教育委員会で出せんとするにたれば、登記のやりなあれ、或は銀行との問題も出てくると思ひます。たが、その以前にどおせ財源が同じなつてくるのは、工事は委員会でどんどん進めて行くんですか、どおせ一般財源から出る財源

でござります。だが今の中で、そういう方法が可能であれば、初めから一般財源として、一般財源と同じような方法であれば、そういう財源の問題、或は登記の問題も、その時点で問題でござりませんか、言うようなことではござりまして、委員会が計画されてから変わると、同じ一般財源から変わると言う問題でござります。そういうことでござりまして、十分なる措置が出来ると言うことでもあります。それが私の質問の要旨でござりまして、十分、その措置がとれると言うことであればよく解りましたので、これで質問を終わります。

8番、

先程の交際費と旅費でござりますか。実際、当初予算で計画をされてたものか、あふたに出た場合には、当然、その予算措置、そういうものは、議会が当然、その措置をしてくれるか、当然でござります。しかし又、万やあをえたり、そういう議会の開く時期、そのものかまにあわたり場合には、そのような措置もござります。そこで我々としては予備費で当然措置を出来るか、のびたか、言うような考え方でござりましたか、前の質問によつて、

委員会としては「や、これは」そう言うもの
ではなく、「ゆゆ、当初かい、そう言う
予算の計上たかい、みたような変更をさ
れてあります。そこで額面どおり委員会
のあつしやうことを額面どおりうけとって
質疑には「りた」と思「ます。ではこ
の交際費、今かい行なうとしてあります。
その800ルは今後、どう言った計画、
どう言、たような事業のものによつて800
ルを更正しなければた「さ「た」のか。
800ルもです。「ゆゆ、説明者
は全部消してくれ、言うふうになつてあ
りますので、今後、この旅費が800ル
更正と言う形になつてありますか。どう
言、たものに800ルを計画たされてあ
るか。その「んを明確に示めしてさ「い
た」と思「ます。更正をするか「いには、
それたりの計画があ「は「か」で「あり
ます。

伝言係

これは具体的に説明を加えての資料を提出いたします。

議 員

休憩係の件 (午後0時15分)
再開の件 (午後0時30分)

12 着

各着の間の重複が認められるが、
身振途中の着の乗せの時はこれ等の具
体化してのことも必要であると思つた
が、当初予定ではなかった。私戸用
上げの方でもなし。先生の方で先刻ご承
知のことと思つた方がよい。その理由も
この時言ふ方が甚だしい。これはこれ
のことで、私の説明はこれは白紙に
おろす。消し直しから書き直し
で、さしおろすはいい。これをどう
議席を削除した場合も発生する
わけだが、発生する場合はその
は白紙に戻す。このように
する。この800円、400円削
る場合は発生する。その場
合は発生する。発生する
わけだが、これはいい。発生
する。これをどうするか。その
具体化もしてか
らう。

会計係

おしよ通し、削除された場合には当然
支出でござる。さうから今先申し上げたい
おし具体的資料を提出いたしうすので、
ご審議の程一申し上げたいと思ふ。

議 費

休憩 〆 〆 〆 (午後〇時〇分)
再開 〆 〆 〆 (午後〇時〇分)

II 着

私共説明資料の付いたものとして一紙は抹
消いたす。これ、おし決上は一紙確認
いたす。私達がやめた園におは大井
川町が滞在費は全額負担おしおし
るに園におし。これ、おしからの車
賃とこれからの給食の分におし。これだけ
持たおしおしに園におし。これ
おしおしおしおしおしおしおし
おしおし。何日何日に滞在し。一
おしおしおしおしおしおしおし
おしおしおしおしおしおしおし
おしおしおしおしおしおしおし

会計係

大井川に着いたからの滞在費は向
おしおしおしおしおしおしおし

II 着

おしおしおし。おしは全額負担
おしおしおしおしおしおしおし

11の着に付る。

会計係
120。

11 着

此の着に付る。行くに付るの車賃は
此の着に付る。行くに付るの車賃は

会計係

此の外に車賃、行くに付るの車賃、
滞在費以外。

11 着

滞在費は全部向に負担するが、
引着者も全部。

会計係
120。

11 着

此の着に付る。行くに付るの車賃は
此の着に付る。行くに付るの車賃は

19 着

此の着に付る。行くに付るの車賃は
此の着に付る。行くに付るの車賃は
此の着に付る。行くに付るの車賃は
此の着に付る。行くに付るの車賃は
此の着に付る。行くに付るの車賃は

小学校は付属幼稚園を認めていたが、

会計係

付属幼稚園は建てておいたが、幼稚園の、公立幼稚園の認可申請を出した後の書類の中に予算セーウが入り、それからの二に飯でも。園舎が何棟設置が必要か、認めれば認可条件に付する。認可条件として、認可は付いたが、

19 審

付いたが、認可条件として、課外に行き先は、付いたが、二の二の意味で、これは工事請負費に付いたが、2,400ドル。

会計係

これは飯の園舎は付いたが、

19 審

園舎は付いたが、

会計係

付いた。飯園舎は付いたが、

19 審

飯園舎の課外セーウのことだが、

会計係

付いたが、

19 着

同月には飯田等には便所は加設せず。

伝計係

ジロ・ヨロ。

19 着

小. 301-15。

19 着

歳入の5割と目の雑入。庶務処理下請
屋減入の5割とが。2.195の減入の7
割とが。これはセウウ性曜のモカで全
てが。政府全額補助即てが。

伝計係

小. 301-15。

19 着

これにモカ1品が。歳出の行状がこれ
に合-レたが。セウウが。結局減入は行つ
て301が。予算上は下請屋の減として2.195
の減に合-レて301とす。しかし歳出の
方にも1品は何も合-レられず合-レたが。
これはセウウの趣旨のモカで合-レたが。この
減の理由も歳出面が合-レられぬと此程が
合-レたが。セウウの知照も合-レられたが。

宏計係

歳入で2,195千円の減は当初予算比に
おいては大体例年と同様確定がなれており
おそれない。例年と同様に大体計上は
おいて月額200千円の予定をしておいたが、
歳入おいておいて455千円というところ
おいて。おそれる455千円の月額に減
つた。おそれる7月1日から下請契約が
おいておいて。おそれる8月まで7月中契約
がなれておいて。おそれる11月分は
おいて。おそれる2,195千円の減額
おいておいて。

中 着

歳入行勢はなっているが、歳出行勢が
おいて歳入が ~~おいて~~ 減っている
おいておいて。

宏計係

おいて。

中 着

請負減はなっているが、おいて
おいておいて。

宏計係

おいておいておいて。おいて請負
おいておいておいて。おいておいて
おいておいておいて。

4 着
下請負.

会 計 係

下請負にて同切のものを下請負に形
に付して下請負の毎日の金も二つの方
に支払うこととする。

4 着

この事例の飛行場がなされること
に付しては。

議 旨

休憩 - 11時30分 (午後0時20分)
閉会 - 11時45分 (午後0時25分)

議 旨

日程 - 第2、議事第4号、日程 - 第3、議
事第1号に付しては継続審議としてお
くこととする。ほかは公果議としてお
く。

(果議 11時5分)

議 旨

公果議としておくと、継続審議として
おくと。

議 旨

本日、日程は全部終了としておくと。

973
月29日 午前10時より本会議室開会
取 下 衆 議 院 議 事 録

解散 (午後0時20分)